

惣について

石田善人

【要約】 私の土地所有が充分進展していた日本では、それを補うべき共同体的所有（又は占有）は用水・山林等の限られた範圍内に止まつてゐる。鎌倉時代の土豪・名主によつて指導される共同体は、地頭・悪党又は庄官の圧迫を独力で排除する為には、まだ微力であつたから、当然庄園領主のもつ古代的權威に依存せざるを得なかつた。かくして抵抗体としての共同体は、上からその芽をつみとられて惣庄として把握される。惣庄は庄園の枠内における農業共同体であつたが、庄園の枠は、南北朝内亂の結論として超克せられ、成員を拡大し、共有財を蓄積して次第に農民独自の共同体としての実質を具し、室町時代には、村落共同体としての惣村に転形される。惣村結合は、その共同体規制も鞏固で經濟的基礎も安定しているかに見えたが、階層分化に伴う内部矛盾の激化と戦國大名の干渉によつて、大永・享祿の交を境として次第に衰退期に入る。往々惣郡にまでその結合範圍が拡大されるのは、惣村の衰退期の現象であり、自衛の為の軍事的組織としての性格が強くなり、その意味では共同体規制も鞏固ではあつたが、共同体的所有は逆に後退してゐた。近世初期の村落共同体——所謂役屋体制——は、或る意味では惣村結合の復活と考えられる。本稿は、抵抗組織としての一面と、村落支配の末端機構としての一面とを併有する村落共同体の遅々たる展開を跡づけ、以てその封建社会における構造論的機能を明らかにしようとするものである。

一、序 説

共同体的土地所有は、私的土土地所有の進展度とそれに対応する具体的諸条件とに依じて ①東洋的アジア的形態、②古代ギリシヤ—ローマ的形態、③ゲルマン的形態の三つの形態をもつて現われることを始めて明らかにしたのはマ

ルクスであつた。①マルクスによればこの三つの形態は原始的に相並ぶ同一の發展段階にある變種ではなく、種々の社会發展の段階の上に、歴史的に構成されるものである。ゲルマン的形態の典型として措定されたマルク共同体理論については、有力な反論もあるが、世界史的法則としては共

同体の三つの形態が継起するという理論を掃がすには不充
分である。^④

ここに日本史における村落共同体を考えれば、私的土地
所有又は占有が極度に進展し、それを補う共同体的所有又
は占有は用水・山林等の限られた範囲内に止まつていたか
ら、当然、ゲルマン的形態との対比という形をとらねばな
らない。然し一方において我國にあつては、東洋社会の一
環として「水の論理」が強く作用しているから、単なるゲ
ルマン的共同体理論の機械的象徴は許されない。特に日本
古代史における共同体研究の実情を考える場合、^⑤ 中世の共
同体研究においても何よりも先ず実証的研究が要請せられ
ねばならない。

ここでは日本における村落共同体として、いわゆる「惣」
を問題にとりあげる。

最も早く「惣」についての纏つた見解を発表されたのは
牧野信之助氏であつた。^⑥ 次いで牧健二氏は「我國近世の村
落団体の起源」「中世末期に於ける惣村觀念の成立」の注
目すべき二論文を発表されている。^⑦ 以上は共に先駆的業績
として極めて高い価値をもち、具体的事例の検出も詳細で

あつて、吾々も当然両氏の業績の正当な継承という点から
出発しなければならぬ。更に清水三男氏は、自治組織の発
展という視角で問題を整理され、^⑧ 庄園制によつて被われて
いた自然村落としての村が強く推出されたものと解釈し、
松本新八郎氏は近世郷村制度の先駆的形態としての視角よ
り歴史的に位置づけられた。^⑨ それ等は何れも「惣」を近世郷
村制の萌芽の形態として把握するという点において、共通
した場における分析であつたと言つてよい。一昨年安良城
盛昭氏によつて太閤検地が封建革命として積極的に評価さ
れ、^⑩ 次いで菊池武雄氏は「惣」を、①先進型（今堀・菅浦型）、
②中間型（蒲・初倉型）、③後進型（甲賀郡・富士型）の三つ
に分類し、「元來血縁的・族的な結合として出発した惣領
制が地縁的要素を加えて変質して行つた過程に於いてその
擬制として」発生したものであり、その地域の生産力・商
業關係・農民層の社会的經濟的諸条件の差異によつて三つ
の類型として現われるものであつて、旧名主クラスの「村
落内に於けるイニシヤティブの維持を中心に内包した保守
的品格をその底にもつたものである」と主張されている。^⑪
かかる見解は、既に豊田武氏によつても指摘されたところ

であるが、旧名主クラスの指導力を重視して「惣」を保守的本質を有するものと判然と規定されたのは、菊池氏が初めてであつた。しかし旧名主クラスの指導力を重視するの余り、惣のもつた進歩的一面を見落して、その本質を保守的であると極めつけるのは行過ぎではないであらうか。

村落共同体は常に村落支配の末端機構としての機能と、村落支配に対抗する抵抗組織としての役割とを荷つていた。その時々、政治的諸情勢によつて、両者は強弱の差をもつて現われるに過ぎない。その一面を強調すれば、反動的保守的組織として映り、他面を強調すれば革命の母胎と観ぜられる。「惣」共同体も決して例外ではない。極めて大雑把に言えば「惣」はその前期においては支配機構の末端組織としての面をより強く有し、その後期においては抵抗体としての性格をより強く現わしていると言える。しかしより重要なことは「惣」が、二つに分けて考察さるべきこととである。私はこれを類型化して便宜「惣庄」と「惣村」と仮称することにしたい。「惣庄」は鎌倉的惣、「惣村」は室町的惣と言つてもよい。只断つておきたいのは、「惣庄」と「惣村」とは、あくまでも類型として立てられた概

念に過ぎず、又「惣庄」「惣村」の両者を通じて、元來共同体がもつ二面性を統一して理解してこそ、始めて惣の全容が知られるのであるということである。

① マルクス「資本制生産に先行する諸形態」(飯田貫一訳、歴史学研究一二九号)

② 大塚久雄氏「共同体の基礎理論」(岩波書店)、尚、マルク共同体についての学説史は角田文衛氏「原始共産制」(世界歴史事典六ノ一五七頁)堀米唐三氏「総有地」(同一ノ二六八頁)に簡単に知られる。

③ 村落社会研究会編「村落研究の成果と課題」の歴史・古代(中村吉治氏)の項に要約されている。その他、井上清氏「親族共同体の理論について」(歴史学研究一四一號)、布村一夫氏「アジヤの生産様式の清算」(同上誌)

④ 「中世末期に於ける村落結合」(武家時代社会の研究)所収)

⑤ 「我國近世の村落団体の起源」(法学論叢三四卷六号)、「中世末期に於ける惣村觀念の成立」(經濟史研究一六卷一號)

⑥ 「日本中世の村落」(本論第三章第四節)

⑦ 「鄉村制度の成立」(新講大日本史第一二卷所収)

⑧ 「太閤檢地の歴史的前提」(歴史学研究一六三・一六四号)、「太閤檢地の歴史的意義」(歴史学研究一六七号、尚同氏の見解についての私見は「歴史学の成果と課題」(V)の日本封建前期の項で述べた。太閤檢地を純粹封建制確立期における改良主義的政策であるという私見は、現在も變更していない。

⑨ 「戦国大名の権力構造」(歴史学研究一六六号)

⑩ 「土一揆の基礎構造」(社会経済史学会編「農民解放の史的考察」所収)

⑪ 柴田三千雄氏「封建社会の構造と村落共同体」(思想三三〇号、一九五一年十二月)

⑫ 本稿中で使用する共同体は、所謂「協同体研究」と峻別されるべきであることは言うまでもない。協同体は一部の社会学者によつて設定された概念であつて、協力同心するすべての社会組織を言うが、共同体はあくまでも生産手段の共有を基底とする社会経済的組織である。

二、惣庄の形成と惣村への転形

先ず次の史料を見よう。^①

大嶋鳥居合力事

合寛正二年癸未九月廿七日

ハマノ

五百文

国清寺

二百文 西庄ノ方山殿

卷貫文

中庄惣庄ヨリ

卷石

白部惣庄ヨリ

五百文

円山惣庄ヨリ

三百文 阿弥陀寺

北谷ヨリ

(下略)

これは近江国奥鳥庄の大嶋神社の鳥居を造るに際しての合力の覚書であるが、中庄・白部・円山などの奥鳥庄を構

成する村が、「惣村」と呼ばれないで「惣庄」と呼ばれている事に注意したい。

これは「惣庄」が「惣村」に先行する惣の形態であつて、中庄・白部・円山などの各物は、「惣村」でありながら「惣庄」の名称を踏襲したものであると考えられる。かかる現象は、単に奥鳥庄の場合に限らず、室町中末期の庄園文書の中には、極めて普遍的に見出される現象であり、さきに掲げた牧健二氏の論文の要旨の一つは、これを明らかにしたところにあつた。故に「惣庄」は惣的结合の先駆的形態と考えてよい。その場合、特に惣庄が庄民の秘密結合という形よりも寧ろ庄園領主側によつて公的に使用される事例が多かつたという事実は注意されるべきであると考えられる。この事は「惣庄」が庄園領主側にとつて積極的に必要であつたことを示している。

吾々は先ず以上の前提の上に立つて惣庄形成の歴史的背景とその意義について考えておかなければならない。

元来貴権寺社の庄園領有は、年貢収納を中心とするいわば緩慢な領有権であつて、下地支配を基礎とする強力なものではなかつた。これに対して、地頭庄官は多くの場合在地

性が強く、下地支配を含む強力な領主権の確立を志向するものであり、殊に地頭は強大な幕府の武力を背景に負うものであつたから、地頭が設置の名目的任務を逸脱して、在地における地頭領主制の確立を志向するのは当然の趨勢であつた。かかる地頭の歩みは、具体的には彼等の「非法」として現われる。鎌倉初期から中期にかけての地頭非法は、百姓名の収奪、農民の強制徴發による賦役労働、地頭名田の拡大、年貢抑留、山林・用水に対する狼藉などのあらゆる分野に亘る。これらの地頭非法は庄園領主の利権と共に、直接的には名主層の利害に連るから、名主層の反撥を招き農民を自己の陣營から離反せしめる。その場合、農民の力がまだ独力で地頭に対抗するに充分でなければ、当然貴権寺社の庄園領主のもつ古代的権力に依拠せざるを得ない。と同時に、庄園領主側は名主層のこれらの動きを逆を利用して、地頭非法を排除し領有の保全を計らうと企てる。「惣庄」形成の歴史的背景はかかる事情の中に見出される。

例えば嘉禎四年(一二三八)丹波国雀部庄における雑掌僧覚秀と地頭左衛門尉大宅光信との相論は、単なる庄官領主制と地頭領主制の対立のみではない。相論の過程において、

在地の十二番頭が雑掌方に有利な証言をしている事実を考へれば、雑掌の背後には雑掌を支持する在地の意向が存在したことが考えられ、此の相論が同時に十二番頭に代表される在地の農民層と地頭との争いでもあつたと思われる。

同様のことは寛喜四年(一二三二)の出雲國安田庄で新補地頭の非法を忌避して農民が逃散し、庄園領主(石清水八幡宮)側から幕府に対して抗議が出されている事件^③についても言える。この事件も「上級君主の村支配の手先たる庄官・地頭を通じて行われた上級領主間の紛争であつて農民はその渦中に捲込まれて難儀している例^④」ではなく、地頭非法に対抗する農民闘争が農民の徴力さによつて単独で遂行することが出来ず、庄園領主の古代的権力の発動を誘発することを予測し、これに依拠して解決せんことを前提として闘われていると考えられる。地頭非法による農民の悲惨な状態は、有名な高野山領紀伊國阿豆河庄上村の百姓等言上状^⑤に顯著であるが、かかる状態は阿豆河庄に限らず、程度之差こそあれ大同小異であつたであらう。そのような事情を考慮する場合、鎌倉時代の多くの訴訟事件の背景には、庄園領主側の古代的権力に依拠し、これを利用して地

頭非法を排除しようとした農民層の団結が予想される。そのことを逆に言えば、庄園領主側は、かかる農民層の動向を最大限に利用して、地頭非法を排除して庄園領有の保全を計る為の有利な口実を得たことであつた。

非法は地頭に限られたことでない。鎌倉時代を通じて庄官又は悪党による非法も枚挙に遑ない。文永五年（一二六八）近江国鯉江庄では下司佐々木泰綱の入部に際して、庄官百姓等惣百三十余人が泰綱を忌避し、当庄住人重守を下司に任ぜられんことを訴えて寺家に烈参した。^⑥これは庄官百姓等が寺家の権威によつて有力御家人である佐々木泰綱の非法を未然に防止しようとしたものであり、寺家は彼等の動きを利用して「爰百姓等年来訴訟本意、專存御寺奉公故也」として庄官百姓等の烈参を逆用し、庄園支配の強化・保全を企てている。

正和三年（一二三四）の東寺領伊予國弓削島庄では庄民が預所を忌避して、七代といえども合うべからずと衆議し、若し御改易の儀なくんば還補すべからざる旨同心して、逃散を以て寺家に強訴している。^⑦

又永仁三年（一二九五）、東大寺領播磨国大部庄百姓等は、

前難掌であり当時志染保の難掌であつた垂水左衛門尉繁昌が、数多の悪党を率いて庄内に乱入し資財米穀牛馬を奪取り妻子を擲取り責殺すとおどして錢貨を押取つた為、百姓等は一粒の種子食物もなく山林の木菓を拾つて露命を継ぐ有様となつた由を以て寺家に訴えている。^⑧

かかる庄官・悪党の乱入非法に就いても、事情は先にみただ地頭非法と同一である。

以上の様な鎌倉時代を中心とした地頭・庄官・悪党等の庄民に対するいわば外部的压力を排除し、又は防止せんが為に、庄民は庄園領主に訴訟を起す。その場合庄園領主が地頭御家人を身分的に支配することは不可能であり、庄民等もその訴訟によつて万全の効果を期待したわけでもなからうが、地頭御家人を庄民が直接幕府に訴える方法が、事実上閉ざされていたから、庄民は庄園領主に訴えざるを得ない。訴状の文書面には「惣庄」の字は必ずしも見出されず、寧ろない方が普通ではあるが、百姓等が烈参し、訴状を捧げ、又は逃散する前提には百姓等の衆議が存在しなればならず、これ等の母胎が「惣庄」共同体であり、又逆に「惣庄」共同体はかかる背景の中から形成されたのである。

つた。「惣庄」の形成される要因の第一はかかる外部的庄力に対処する農民側の抵抗と、これを利用した庄園領主側の巧猾な企図との混交にあると言えよう。

第二の原因は庄内の名主層自身の経済的基礎に求められべきである。

「惣庄」を構成した共同体成員は、家父長的な大規模経営を行う名主層を中心とし、庄民全体が形式的にせよ平等な共同体員であつたとはまだ言い難い。例えば大島奥津島神社文書にある弘長二年(一二六二)の庄隠規文の加署者は、秦・紀・錦・佐伯・菅原・大中臣・坂上・高向等の古代的姓を冠する十五名の名主であつた。この場合、それ等の姓の真偽はさして問題ではない。重要なのは庄内悪口の輩は庄内を追却し、妻女子息でも小屋を焼払うべき旨を規約した庄隠規文の規制力は当然住民全体に及ぶ筈であるのに、それが十五名の名主によつて加署起請されているという事実である。それは規文作成の中心が彼等名主にあり惣結合の主導力も彼等の掌中に握られていた事情を示している。

正安元年(一二九九)大部庄下方百姓等の名において下公文所に提出したと思われる種物神罰起請文に加判したもの

は、時松惣檢校以下惣官・惣家などと称される十六名の庄官の名主百姓であつた。^⑩

同じ正安元年東寺領若狭国太良庄百姓等申状に署名している時光以下五名の名主も、同じく惣庄の代表者であらう。^⑪

このように惣庄内で名主層の主導権が強大であつたことは、惣庄体制が全住民の平等な結合というよりは、名主側の要望の反映であつたことを示している。鎌倉中期以降名主層は、階層分化を遂げつつあり、同時に協在家・名子百姓等の隷属小農民は、現物地代貢納によつて漸進的ながら身分解放を促進させつつあつたことは周知の通りである。名主層とその支配下にある隷属小農民との対立は、当時の基本的な階級対立であつて、名主層は小農民の抬頭に対抗しその身分的向上を阻止しつつも、時には自己の利権を維持する為には彼等の民衆的な力を利用することを必要とした。このような名主層の自己撞着の一つの結論が惣庄体制となつて具体化したのである。故に「惣庄」共同体は、下から絶えず小農民につき上げられている名主層の不安が、名主連合の主導権確保という形で結晶したものであると言われ

ばならない。逆に小農民の側から言えば、彼等がかかる惣庄の中にも何らかの自己の向上の土合を見出そうと期待したに違いない。

かくして惣庄は庄園領主・名主・小農民の各階級によつて、夫々異つた期待をかけられ、複雑な性格を負わされることになる。更に地頭・庄官の中にも惣庄を領主制形成の踏石に利用せんと企図するものが現われてくる。それは徒らに非法をのみ事としては、庄民を庄家の側に追いやつて究極的には地頭側に不利であることを経験的に自覚した為であり、又嘗つては厄弱な庄民を庄迫するだけの力しか保持しなかつた地頭が、庄園領主と正面切つて對抗するに足るだけの実力を蓄積した結果である。又惣庄が庄園領主の恩恵を越えて、庄園領主に対して年貢減免を要求する母胎となり、又は逆にそのような年貢減免の要求運動の中から惣庄が形成される気運が醸成される場合も屢々あつたことも忘れてはならない。

しかし何れにしても、今迄問題にされなかつた在地における共同体的諸關係が鎌倉中期以降庄園領主・地頭・庄官・名主・小農民の各階層から、夫々違つた恩恵をもつて

ではあるが注意され出したということは重要な問題である。嘗つては、庄園の名主だけを掌握しておれば自動的に村落全体、ひいては庄園全体を把握出来たけれど、その事情が名主層の階層分化と隸屬小農民の自立化によつて次第に変化し、村落支配の為には共同体的諸關係を輕視出来ないことを、彼等がそれぞれの階級的立場より、夫々異つた恩恵をもつて痛感し出したことが、歴史の舞台に「惣庄」を登場させたのであつた。

しかし「惣庄」における共同体的土地所有の檢出は困難であり、寧ろなかつたのではないかと思われる。このことは「惣庄」を或る種の共同体と規定することを困難とする。しかし鎌倉時代において、共同体的諸關係が全然存在しなかつたとは考えられない。故に「惣庄」は極めてルーズな共同体であり、段階的には農業共同体の最末の形態であると考へてよい^⑩。

惣庄は庄園の枠内における組織であつたから、南北朝内乱期を通じて庄園体制が著しく弛緩すると共に、次第に庄園の枠を無視した共同体が成立する。しかしその名称は、「惣庄」の名前を踏襲する場合が多かつた。それは支配機

構によつて公認された組織の根強さを物語っている。牧健二氏も、近江国菅浦庄が惣村の実体を有しつつも永く「惣庄」と呼称された事実を注目されている。

故に室町時代に入つてからはたとえ「惣庄」と呼ばれていても、現実的には、も早や庄園の枠を超越しそれを無視した「惣村」であつたと言つてよい。「惣庄」から「惣村」への發展は、南北朝時代を通じて漸進的であり、又それだけ磨擦も少なかつたであらうと思われる。

鎌倉的惣結合である「惣庄」と、室町的惣結合である「惣村」との相異点は、大略次の二点に求められよう。

① 「惣村」は「惣庄」とは異つて、共同体的所有を蓄積し、惣掟、惣置目などと呼ばれる鞏固な共同体規制を有し、自治的色彩が顕著である。

② 「惣村」における共同体成員は、「惣庄」の場合と比較にならぬ程増大している。新たに増加した共同体員は、主として単婚家族による個別経営を営むものであると考へられ、各共同体員の間には、実質はともかく形式的には平等の原則が作用した。そのような意味で「惣庄」が農業共同体の最後の段階であるのに対して、「惣村」は

封建的村落共同体であつたと言つてよい。

次に具体的に「惣村」の機能及び構成を明らかにしてゆきたい。

① 大島奥津島神社文書(京大影写本)ノ一五六号)

尚「惣庄」については少くとも次の二つの用例がある。第一は文字通りの惣庄で庄全体を表わし金庄又は一庄と同意語として使用される。例えば二尊院文書永仁四年(一二九六)法橋信増書状に「故中御門禪尼が二尊院正舜御房に寄進した土地が、地頭澄坊、土民難波によつて近年有名無実になつたので向後の懈怠なからんが為に四十石の下地を差定める。但し色々の淨物并万雑大事は惣庄預所の進止たるべし」(編年文書二二所収)と言つている。更にこれは単に地域としての金庄地を指す場合と、金任民の結合そのものを指す場合とに分けられる。第二は庄園を構成する一部を指して惣庄という場合であつて、これには①自己の支配の及ぶ地域のみを指す場合、——例えば大徳寺文書(大日本古文書)ノ六九一號)に浅井庄領家御方惣庄と言ふ如き——②自己の支配の及ばぬ地域のみを指す場合——例えば大徳寺文書、文和三年(一三五四)播磨国小宅庄三職方絵図に(大日本古文書)ノ六五四號)大徳寺の支配する三職方以外の庄地を惣庄と言ふ如き——③庄園中の一村を以て他村を代表させる場合——例えば若狭国名田庄で、上村・坂本・中村・下村の中で下村を上庄の惣庄とし、知見・三重・田村の中で田村を下庄の惣庄とする如き(大徳寺文書)ノ三六四號)——④庄園

を構成する各村が各々惣庄と称する場合——本文に掲げた奥島庄の如き——などがある。

- ② 東文書（大日本史料五ノ一二、三六頁）
- ③ 石清水文書（大日本古文書、一ノ二〇三号）
- ④ 中村吉治氏「中世の農民一揆」七一頁の評価。
- ⑤ 高野山文書（大日本古文書、内ノ一四二三号）
- ⑥ 春日神社文書（一ノ三四一号）
- ⑦ 東寺百合文書レ一〇——二一甲、さ四〇——五〇上、正和三年九月「弓削島庄百姓等申状」
- ⑧ 筒井寛聖氏所蔵東大寺文書（京大影写本第二分冊）
- ⑨ 大島奥津島神社文書、弘長二年十月十一日（京大影写本一ノ一五三号）
- ⑩ 京大所蔵東大寺文書（狩野菟集法華堂三ノ一〇五八号）
- ⑪ 東寺百合文書（京大影写本エノ一一九）
- ⑫ マルクス「ヴェラ・ザスリツテへの手紙」

三、惣村の機能とその構成

(一) 惣村の機能

惣村は惣有田・惣有林とも言うべき共有地を保有していた。惣有地の萌芽は、既に鎌倉時代にも存在していた。即ち文永八年（一二七二）東大寺領大和国松本庄では「松本庄百姓等之心体（進退）処」である五段の土地をもつていて、その公事料五斗の地を直米三石で源姉子に売却している。^①

売人松本庄百姓等として加署している安部宗利以下十名の名主が進退を決する主体であるが、彼等全体が自由に出来る土地という意味では惣有田の先駆的形態であると言える。

鎌倉時代ではかかる例は極めて少いけれども、室町時代になれば検出はさほど困難でない。ここでは比較的史料のまとまっている近江國菅浦庄を例にして惣有地の問題を考えてゆきたい。菅浦庄は、琵琶湖の北岸に存在する小庄園で、耕地が極めて少く隣庄大浦と、猫額大の土地、日指諸河の帰属をめぐつて激烈な境相論をくり返したことは著名である。今、室町時代を中心に、「惣村」の実体を有した「菅浦惣庄」が買得した惣有地を整理すれば第一表の如くなる。^②

菅浦庄では既に早く嘉元三年（一二三五）に菅浦村人等の連署をもつて借錢証文を書いている。村人等の名儀で借錢する為には村人等の合議と、債務を分担する諒解がなければならぬ。鎌倉時代の末期に村人等が借錢することが行われた事実を考えると、第一表にある応永二年以前にも惣庄共有地が存在したであろうことも推測される。しかしそれ以前に惣有地があつたとしても、南北朝を遡ることは、先ずあるまいと私は考える。

第一表

年月日	内容	価格	売却者	買得者	出典
応永2 (1394) 11. 27	庵室屋敷一所	寄進	惣庄	菅浦住人竹生島	317
応永30 (1423) 2. 9	林一所	1貫文	祇樹庵妙仲	金泉房阿闍梨玄重	823
応永32 (1425) 10. 一	畠一畝	相博	惣庄	惣庄	340
永享2 (1430) 3. 一	?	1貫文	菅浦せい九郎	惣庄	830
文安2 (1445) 11. 19	茶園一所	1貫300文	正林	惣庄	832
文正2 (1467) 2. 一	山一所	19貫500文	公文新左衛門	惣庄	845
// 3. 17	畠七町	礼物一結	尉俊胤	惣庄	242
文明2 (1470) 10. 15	畠一所	2貫文	善応寺	惣庄	359
// 6. 一	前田々地			惣庄	342
延徳2 (1490) 9. 8	// 7 築			惣庄	357~358
明応2 (1493) 以前	前田一畝		菅浦公文	惣庄	220
文龜3 (1503) 6. 24	酒手妻	2貫500文	新三郎	惣庄	333
永正6 (1509) 以前	?		惣庄	正祐	337
永正13 (1516) 6. 22	山一所	10貫文	海津東浜 梅本坊実算	惣庄	339
永正15 (1518) 5. 17		寄進	竹生島法輪坊	菅浦大明神	989
永正18 (1521) 3. 22	山一所	2貫文	法花講衆	惣庄	338
大永6 (1526) 5. 30	一所	800文	菅浦喜珠庵	惣中	332
天文9 (1540) 11. 9	山一所	1貫200文	弥三郎	惣中	335
天文17 (1548) 11. 3	春秋二季神事 能楽頭職	1貫文	見満寺 庵名大夫	惣中	346

〔註〕出典番号は京大影写本菅浦文書の文書番号を示す

第一表では菅浦の惣有地得買は、応永頃に始まり天文に及ぶ。その中で山林が最も多く、その他に田畠屋敷及び祭頭職をも買得していることが判る。この中で応永三十年（一四二三）の祇樹庵妙仲の売券をみると、この林は八王子路の上にあつて祇樹庵先祖相伝の私領であつたが、惣庄の乙名達よりの所望によつて西村兵衛が口入して庵の庫裏造営の釘代として現銭一貫文で永代を限つて菅浦惣庄へ沽却した旨が記されている。更に文正二年（一四六七）の応徳寺領菅浦の山余地畠の売券には、「自惣庄不謂権門勢家御領、為要割（害）、所望候間渡候」と記されている。いわば惣庄による土地の強制収用であり、その補償も礼物一結にしか過ぎなかつた。この二つの場合、惣庄の比重は頗る異なつていることに注目したい。即ち応永三十年には惣庄の乙名達が所望し、有力者の口入によつて半ば強制的であつたとは言え円満に売買されたのに対して、文正二年には庄内における要害の地であるという理由で、権門勢家の御領を論ぜず公然と強制収用が行われ、然も正当な補償

もなされていないのである。文正二年は三月五日に改元されて応仁元年となつているから、この文書の日付三月十七日は改元後であつて、応仁の大乱直前のことであり、この強制収用もそのような不安な世情を背景として考慮されねばならぬとしても、このことより菅浦においては共同体的規制が文正頃を頂点としていたと考えてよいのではないだろうか。

これ等第一表にあらわれた物有地が、いかに利用されたかが、次の問題となるであろう。その為に延徳二年の前田分散納帳に記載された事実を考えたい。前田は日指諸河とは違つて菅浦庄の膝元であるが、その田地は極めて小単位に細分されている。その中で惣庄分七筆の田地を示せば

五歩半	五合	新三郎
六歩	五合	清二郎
八歩	七合二勺	平大夫
九歩	八合四勺	弥二郎
七歩二才	六合八勺五才	善阿弥
九歩	八合四勺	七郎六夫
六歩	四合四勺	清太郎

となつている。作人の半数は文明十年(一四七八)の置文^①

にその名が見えるし、他の者も菅浦住人であることに間違いない。この年貢率は公文分その他の田地に比して著しく低くなつている。中世の複雑な職権分化の事実より考えれば、惣有田の年貢率を一律に他の田地より低くすることは容易なことではない。或いはこれが偶然の結果であるかも知れず、又他の惣有田が全部そうであつたか否かも検討しなければならぬ。先ず第一表中の文明二年の「惣庄乙名連署置文」を見よう。

置文中に書かれている田地は延徳二年の納帳と同じ前田であり、その徳分を熟年は七斗と定め、旱魃の年は別途に考慮すると規定されている。即ち前田徳分に関しては惣庄乙名達の合議によつて決定されるようになっていたことが明瞭であるから、延徳二年の納帳において、惣庄分の田の年貢率が、公文分その他に比して低廉であるのは人為的な規制―惣庄乙名の合議による―の結果であり、かかる現象は他の物有地についても同様であつたであろうと考えられる。庄民に年貢の低廉な田畠を提供し、又自由に柴草を刈取り得る山林を提供し得たからこそ惣有田畠・惣有山林が惣庄によつて買得されたのであつた。

日指諸河の猫額大の土地の帰属をめぐる隣庄大浦との激烈な境相論や、貞和二年(一三三六)の「日指諸河田島うりかうましきおきぶみ」^①もかかる背景を考慮すれば、農民の利害に直結していたと言わなければならない。

ところでこのような事が行われたのは、菅浦がいわゆる自検断・地下請の庄園であつた為である。地下請の場合、個々の田島山林に課する年貢率は地下の自由裁量に任せられたと考へねばならない。例えば同じ菅浦文書中、寛正四年(一四六三)の日指諸河島代田五反余について所持の庄民が惣庄へ佗事し、惣庄の御免によつて五反分の年貢だけ出せば良いことを認められているが、このような事象も、地下請を前提としなければ説明がつかないであらう。「惣庄」と地下請とは、このように密接に結びついているが、既に古く牧野信之助氏によつて論じられているし、^②ここては委しく触れる余裕もない。

地下請とも関連するのであるが、村落共同体が家屋・山島等を没収し又は預かることがあつた。明応元年(一四九二)十二月四日付の奥島惣庄置文によれば、^③在家をひき衆約に背く輩は永代地下の人衆に入れず、在家をひく場合は

家を出なければならなかつた。そしてその家屋は惣庄の所有に歸し、その山島は惣庄が知行することに定められている。かかる先例は約百年以前の応永十五年(一四〇八)に、大乗院領大和國横田庄で横田小法跡名主職を惣百姓中が預かつた事実にも^④見出される。

山林と用水との問題は、日本における共同体的所有の中心をなすものであつた。

山林について考へれば、律令時代にも山川菝沢の利は公私共にするのを本旨としながら事実上は王公諸臣諸司寺社等によつて占有され百姓は柴草を自由に刈ることも出来ない状態であつて、政府の度重なる禁制も功が萎がつたとは考へられない。^⑤鎌倉時代を通じてこの状態は同様であつて庄園領主又は本貫地頭等の豪族によつて独占されていた。従来の慣習によつて便宜に随つて百姓の入会が斟酌される場合もあつたが、^⑥究極的には所有者の一存で入会を止めることが出来た。山林菝沢河川等の利用は農民にとつては直接的に不可欠であつたが故に、彼等はこの所有を最大限に利用して農民支配の用具にしようとしたのであり、讓状にも明記されて田島と同様に重視されたのであつた。^⑦先掲第

一表で殊に山林が多く、それが菅浦惣庄の衰退期と考えられる大永以降まで続いているのは、決して史料残存の偶然によるものではなく、惣有地が山林を中心としていた為であると考えられる。

田畠面積の乏少な菅浦では、山林の占める比重は大きい。しかし、かかる傾向は、菅浦一庄に限られる現象ではない。何故ならば、我国においては田畠に対する私的土地所有が極度に展開して、強力な共同体規制を以てしても、——先述の如き例外を除けば——広大な共有地を集積することは不可能であり、僅かに山林において可能であつたからである。^⑩

用水についても大略同様である。殊に用水は一庄のみで解決出来る問題ではなく、「自他令通用、互不成其煩者、公家武家共被定置候通法」^⑪であり、特に水稻耕作の基礎となるものであつたから重要な問題であつた。しかし多くの場合用水池溝は庄園領主又は地頭武士の支配下にあつたから、洪水によつて井溝並びに池などが破損した時には、領主側に井料を請求しそれによつて修理することが鎌倉時代では普通であつた。^⑫又用水が直接農耕に連る為地頭悪

党によつて用水が切落され狼藉される場合も多かつた。室町時代に入れば、用水争論に際して庄園領主側の態度が消極的になり逆に在地の百姓、特に用水を分配し合うという共同利害關係によつて結ばれた小庄園の連合体が立役者となり、中には名主・沙汰人層が中心となつて自力で用水池を築造修理し又は買得した事例も少くない。^⑬即ち「惣庄」においてはその社会的経済的条件によつて或いは井料を請求し、又は庄園領主と共に用水狼藉に対抗し得たに過ぎないが、「惣村」の実体を有する室町時代の惣庄は他庄との用水争論の主体となり、又は単独で用水池を築造修理し、又は買得する等の種々の展開を示しているのである。

その他裁判権を有し関所を管理し、又は共同体の信仰を集めている村堂・村社の費用を支弁し、又は実檢を遂げ、或る場合には一庄百姓等として庄園を寄進する事すら行つた。所謂「惣掟文」は以上述べたような共同体的所有を経済的背景として理解されねばならない。それは単に同じ土地に住むという親近感によるものではなく、経済的基盤を有し、且つ抵抗組織として農民に必須な条件であつた。そのような意味で室町時代の村落生活は「惣」共同体を地盤

において考えらるべきであると思う。

以上縷説してきたところによつて、「惣村」が果した各種の具体的な機能が、大略明らかにされたと思う。

次に共同体成員の問題を考えてゆきたい。

(二) 惣村の構成

「惣庄」の主導権が庄内の沙汰人・名主層にあつたことは先に二三の例をひいて述べたところであつた。「惣村」においても、この傾向は原則としてはうけつがれた。菅浦惣庄が二十名の乙名達によつて指導され、堅田惣庄では殿原衆と呼ばれる地侍が老となつて種々の得分を独占していたことも、同様の例である。それ等は何れもこの時代の官座において家柄とか由緒とかが尊重された事情に相通ずるものであつた。しかし元来支配の末端機構としての性格と、抵抗の基盤としての性格との統体として現象している共同体が、沙汰人・名主層の恣意に委ねられたとは考えられない。殊に南北朝内乱を通じて封建的小農民の成長が著しく、それに照応して沙汰人・名主層の庄園に占める權威が相対的に低下していた庄園構成を考えれば、「惣村」が、

沙汰人・名主の面惑をのりこえて、小農民が庄内における身分を向上させる為の土台としての役割をも果たしてであろうことは、推測に難くない。若狭國太良庄において正安元年の百姓等申状に連署したのが五名であつたのが、三五年後の建武元年(一三三四)の百等起請文に連署した人数が五九名に及んだ事実に考えれば、「惣村」の構成は殆んど全庄民にまで及んでいたことが明らかであらう。文明十一年の菅浦惣庄置文も、乙名二十名をはるかに超える三十五名の連署を以てなされている。そして是等の多数の不平等な共同体員は、次第に実質的に平等な立場を要求するようになるであらう。永正元年(一五〇四)の今堀日吉神社の宮座置文で、立ノ又太郎等七名が無力の故に、若衛門入道等七名が座公事銭末進の故に宮座を除かれ、未進分を皆済し足洗酒を座衆に振舞わなければ宮座の復活を認めないと定めた事実^⑤、堅田惣庄が堅田大責後沖島より堅田に遷住するのに際して「殿原・全人ニヨラス、其時料足過分ニ出ス人遷住ス、サナキ人ハ、フタ、ヒ地下ヘナラサルナリ」と定められた事実は、家柄・由緒よりも現実の経済力が重視されるようになった経緯を物語り、単婚家族による小規模な

個別経営を主とする新興名主百姓が次第に村落共同体内で大きな比重を占めつつあつた消息を示している。

「惣」村は「惣庄」とは異つて、共同体成員を拡大し、より広い層の上に成立していたと考えられなければならぬ。しからば共同体員の拡大、共同体員間の形式的実質的平等の漸増は、「惣村」共同体の強化を齎したてであろうか。否、反対にこれ等の現象は「惣村」体制の変容と衰退とを招来したのであつた。「惣村」は共同体成員の拡大と照応しながら、次第に衰退してゆくという、一見不可解な展開を示しているのである。

① 東大寺図書館所蔵東大寺成卷文書、(京大影写本(一)ノ一ノ七 文永八年二月十三日付松本庄百姓等連署公事料田売券)

② 相博・寄進又は納帳・年貢帳などに記されている惣庄地を含めて作成した。菅浦大明神は惣庄と密接な関係にあり、大明神に対する寄進も事実上惣庄に対する寄進と異ならないので一例含ませた。尚、林屋辰三郎氏は、菅浦の境相論が「農民のため」というよりは領主のためのものであつたとされている(「中世農村生活の現代的展開」歴史評論四三号)。概念的な地域差を以て「畿内」「辺境」という類型的把握を適用すべきでないという、この論文の主旨そのものは卓説であるが、菅浦の境相論が、いかに庄民の利害と直結していたかは、本論の叙述によつ

て明らかであろう。

③ 菅浦文書(京大影写本、続(一)ノ七四九号)

④ 右同文書(京大影写本、続(例)ノ八六八号)

⑤ 「荘園に於ける請負」(土地及び聚落史上の諸問題)所収)

⑥ 大島奥津島神社文書(京大影写本(一)ノ六〇)

⑦ 御教書引付二(大日本史料七ノ一一、一八一頁)

⑧ 類聚三代格、卷一六、山野叢沢江河池沼事(新訂増補國史大系7ノ四九六―五〇四頁)

⑨ 高野山文書、宝簡集六八五号文書延応元年(一二三九)六月五日高野山制条

⑩ 水走家文書、これについては林屋辰三郎氏が「鎌倉政權の歴史的展望」(日本史研究二一号)で紹介されている。

⑪ 山林の入会については石井良助氏「中世に於ける入会の形態」(法学協会五十周年記念論文集「第一部所収」)を参照。

⑫ 東大寺文書親慮三年(一一三五)七月十七日付「東大寺衆徒評定事書案」(京大影写本一一二―一二二)

⑬ 前掲水走家文書。

⑭ 例えば播磨国大部庄では大部御庄百姓等の名前、井料を支給してくれば夜を日に繼いで修理すると寺家に要求している

(「東大寺文書、京大影写本一一二―一三五、嘉暦二年(一一三二)六月五日付文書)。

⑮ 例えば東大寺文書(京大影写本一一二―一九〇、一一二―一二二、第二回採訪第三分冊貞和五年三月四日伊豆守泰書案等)

⑯ 宝月圭吾氏「中世灌漑史の研究」特に第六章第七章。

⑮ 宝鏡寺文書 (京大影写本、寛正三年十二月、朽木関四分一補任状)、堅田旧郷土共有文書、堅田本福寺由来記 (真宗全書所収) 等。

⑯ 菅浦文書 (例えば京大影写本続(㉟)ノ八二五号) 及び大島奥津島神社文書 (例えば前掲寛正四年九月廿七日付大島島居合力事、京大影写本、一五六号) 等にはその例は多い。

⑰ 新東大寺文書 (京大影写本第二分冊、正安二年六月付窪庄十五名百姓等言上状)

⑱ 春日神社文書
奉寄進春日社西屋御談義料所事

条々

一、東和爾庄号中庄地下持之所給主報恩院之外者曾以余方無混乱在所也、然今度一庄百姓等、以敬神之儀、永代可為西屋御領旨、申上候処、無相違被仰下候余畏存者也 (下略)

明応五年 丙辰 九月十八日

東和爾庄御百姓等

道善 (略押) 源次 (略押)
源藤三 (〃) 源次郎 (〃)
西念 (〃) 新次郎 (〃)
八郎 (〃) 孫四郎 (〃)

⑲ 本福寺跡書、本福寺由来記 (真宗全書所収)

⑳ 東寺百合文書は一一六、尚太良庄については、黒田俊雄、井ヶ田良治両氏「若狭国太良庄」(柴田実氏「庄園村落の構造」

所収) を参照。

㉑ 今堀日吉神社文書 (京大影写本内)

㉒ 本福寺由来記。

四、「惣」共同体の変容と崩壊

鎌倉時代における「惣庄」内部における名主層と隸属小農民との階級対立は、当時の基本的対立であったから、庄内における自己の利権の保全を「惣庄」に期待する名主層と、庄内における自己の地位向上の踏石を「惣庄」に期待する小農民との統体は、たとえ利害を共通にする外部の圧力に対する抵抗の面では鞏固に形成されても、日常生活の基本的な生産関係の上では困難であった。その意味において惣庄体制は、最初から異域同舟の弱点を内蔵し、崩壊の芽を胎んでいたと言つてよい。かかる事情は「惣村」においても同様であった。しかし「惣村」体制は、畿内においては太永頃まで鞏固に生き続けるのみならず、「惣庄」の名はそれ以後は遺制となつて近世初頭にまで及んでいる。ここでは先ず「惣庄」遺制と「惣村」体制がかく永らく維持された理由を明らかにしたい。

第一には建武中興政府及び室町幕府のとつた庄園保護政策である。鎌倉最末期の内乱期にあつて、殆んど壊滅に瀕していた庄園体制は、建武新政府の保護政策によつて漸く蘇生し、室町幕府も社会安定の為にこの政策を踏襲している。もしかかる中央政府による反革命的な政策がなければ、庄園制の解体はより早く到来し、「惣庄」における庄園の枠は更により早く止揚さるべき筈であつた。しかしそれ等の「惣庄」を維持せしめる為の要素は、究極的にはいわば歴史の発展に対する暫定的な阻止要素となり永く「惣庄」を遺制として残存させはしても決定的にその崩壊を防止することは出来なかつた。「惣村」体制への展開は歴史的必要であつたと云つてよい。

第二には、形成当初にあつては、その社会的経済的条件より娩出された惣村体制は、確立後はその時々々の社会的経済的諸条件によつてその進路を決定されつつも、逆にその独立した存在意志をもつて諸条件に対して、正常な展開を阻止する役割を果すといふことである。具体的には「惣庄掟」・「惣置文」などと呼ばれる共同体規制がそれであり、それ以外に庄民の村落生活の凡ゆる分野にもかかる規

第二表

借 銭 米 高	貸 権 者	備 考
錢 28貫500文	浅 井 奎 助	永禄12年山島未進分
米 5斗	花 玉 坊	
米 1石	二 郎 兵 衛	永禄11年借錢ノ払分 山島に遣す
米 5石	大方殿(二郎兵衛使者)	
米 1俵	浅 井 奎 助	当座借り
米 1俵	宮内卿(引替)	
米 7俵2斗5升	浅 井 奎 助	
米 5石	松本新右衛門	
米 6斗2升	二 郎 兵 衛	
米 3石	二 郎 兵 衛	

〔註〕菅浦文書(京大影写本947号)による。

制は作用したてであろう。

第三には、小農民の広範な自立が認められるにしても、彼等の力が惣村体制の指導層たる名主沙汰人層と正面的に対立しこれを抹殺する程には強力ではなかつたことであ

る。このことは永原慶二氏の久世庄における庄民構成の分析や、宮川満氏の今堀得珍保における分析に照し^⑧ても明らかであり、又庄内における名主沙汰人層と小農民との階級対立が、極めて緩慢な形で

しか現われてこないという事実もこれを物語っている。

さて「惣村」の衰退は先ずその経済的破綻となつて現われる。菅浦惣庄についてみれば、惣庄の名で惣有地を買得することは、永正十八年を最後とし、以後天文十七年には神事能楽頭職を惣中の名で買得してはいるが、実質的な惣有地の買得は天文九年を最後とする(第一表参照)。それ以後は逆に惣庄の名で借錢することが次第に多くなつてくる。一年間の借錢総額の明らかな永祿十三年(二五六〇)を例示すれば第二表の如くなる。

債権者の中で、浅井奎助は江北の戦国大名浅井氏の代官であり、二郎兵衛は永祿十二年(二四八〇)の浅井奎助宛惣借状^③に署名していることから考えて、惣庄の乙名であることが判る。或いは商業的展開を遂げた者であつたらうか。このように菅浦惣庄が経済的に破綻した理由の一つは、隣庄大浦はじめ近接各惣庄との度重なる訴訟に際して多くの出費を要したこともあるが、根本的には戦国大名の強い規制力をうけて「惣」指導者間に分裂をきたすこと、及び商業資本の浸透による名主・沙汰人層の階層分化の結果であり、その為にも早や村落共同体を維持することが不可能

になつてきている為であると考えられる。かかる「惣」共同体の経済的破綻は単に菅浦一庄に限らず、堅田庄でも、本福寺が文明十三年(一五〇三)・文龜三年(一五二七)・永正十四年(一五一九)・同十六年(一五二〇)・同十七年(一五二一)・大永元年に夫々地下惣から田畠屋敷を買得している事実があるから、畿内村落の一般的現象と考えてよいであろう。かくして「惣村」は惣有地を次第に放出し、負債に悩みながら、次第に下降期に入つてゆくのである。

「惣村」の衰退は、又同時に惣庄内部の各惣村の抗争という形態をとつて現われる。

堅田庄では、湖上権を掌握している地侍層の主導権の下に、堅田惣庄としての団結を示していた。彼等は団結の標識として惣庄の旗幟をもつていたと言われる。しかし一方惣庄内部には北切・東切・西切・今堅田の堅田四方があり夫々惣村的に結合していたが、その中で宮切(東切)は総領の切としての優位性を保つていて、総領の切の地位をめぐつて合戦さえ行われている^④。

しかし庄園内部の各村落の対立抗争は、室町中末期に現われる現象ではなく、既に鎌倉時代からも各地で起つてい

ることを反省しておきたい。

有名な大島津津島神社文書中の弘長二年の「庄隠規文」は前にも触れたが、それが殊更に「隠規文」として起請されねばならなかつた理由は、これが「惣庄」規文ではなく、惣村を中心とする規文であつた為ではなからうか。何故ならば同文書中永仁六年（一二九八）の「両社神官村人等一味同心事」と題する文書^⑥によれば、その意趣は同じく奥島庄の一村である中庄の庄官百姓等が供祭の舩を切捨てた為訴訟が起されの際にして、沙汰を翻し過忠をし衆議を乱す者は庄家を追却すると同心することであり、事件の具体的内容を逸している文永七年（一二七〇）の一味同心の起請^⑦と共に一連の關係があるのではないかと思われる為である。同一庄園内における村落の対立であつたればこそ、特に秘密を要し、又庄園秩序とは異つた惣村的結合を中心とするものであつたればこそ秘密を要したのではなからうか。鎌倉時代にあつては、「惣庄」がいわば公認された共同体であつたのに対して、惣村結合はそれが惣庄の基盤でありながら非合法の組織体であつたと思われる。

そして先にも挙げた寛正四年の文書に、中庄・白部・円

山惣庄の名が見えるように、「惣庄」体制の衰微と共に次に公的な組織体へと展開したものであつたであらう。

故に惣庄から惣村へという私のシェーマは、惣庄が崩壊し次に惣村が形成されるという直接的コースにおいて主張するものではない。厳密に言えば惣庄の中には、惣村の芽が存在し、両者はある時期には併存している。そのどちらが基本的な共同体としての実体を有したかによつて「惣庄」と「惣村」の範疇を立てているのである。極めて大雑把に言つて交替の時期は個々の具体的条件によつて多少の時代的誤差はあるとしても、大略応永頃であらうと、私は考えたいと思つている。

さて惣村体制の衰退を促進した条件に、閉却されてはならないものは、第一に商人層の動向であつた。既に早く応永二年（一三九五）には播磨國矢野庄で、刑部大夫が東寺に起請文を捧げ「於刑部大夫者、自元売買為本候之間、不与惣庄嗽訴候上者、於自後弥不可存野心私候」と言つている。東寺では預所・公文等の庄官が補任される時には「縦百姓等称庄家之一揆、妄雖致嗽々之群訴、曾以不可有同心許容之儀^⑧」とか「得百姓等之語、不可存私曲^⑨」とかの請文

を捧げるのが恒例ではあつたが、矢野庄の場合は彼が商人である点が強調されねばならない。

第二には戦国大名又はその部将との被官関係の成立である。「惣」内で特に有力な名主層が、被官人となる場合、彼等は他の名主百姓とは次元の異つた世界の人間として自らを意識し、雅意に任せて領主の進退を奉ぜず、又背後に負う戦国大名の武力によつて庄民を駆使しようとする。そして彼等のそのような行動が、農民をして彼等によつて主導されていた「惣」共同体から離反せしめる結果を齎すのである。

菅浦では天文頃より江北の戦国大名浅井氏の干渉が激しくなつて、庄民の中には浅井氏と被官関係を結んで「惣庄」の規約を無視するものが現われてくる。「惣庄」の掟にしたがつて処罰した時には、「我等が被官を故なくしようかい（生害）させた」と庄内の百姓等の家が報復手段に放火されたこともあつた。^⑩ 永禄十一年にも、六郎三郎・孫四郎・源三・衛門二郎の四人が「惣庄」規制を無視し、甚だしく然るべからざる行いがあつたので惣として罰したが、代官浅井奎助より横槍を入れられ、遂に「向後御耳へ入申於子細者、為

地下糺明申事有間敷い、可為御異見次第い」と屈服せざるを得なかつた。^⑪ 惣は戦国大名の前に、遂にその自治権の放棄を誓わざるを得なかつたのである。

その場合、浅井氏の被官となることによつて菅浦惣庄の置目を破り、庄民の共同体を裏切つた六郎三郎以下四名の者が、菅浦惣庄で占めていた地位が何であつたかは、興味ある問題である。すべてを明らかにすることは出来ないが、その中で六郎三郎は、西の中老であつたことが、史料の上から検出される。^⑫ とすれば、彼等は、惣庄内のいわば中堅階層であつて、二十人の老衆によつて統制されていた菅浦惣庄内の自由な発展を阻害されていた階層であつた。大名の被官化してゆくのは、農村内の上層部のみにかぎらず、中堅層が、自由な自己展開を完うする方途として被官化する場合もあつたことは忘れられ勝ちであるだけに注意しなければならぬ。このことは、「惣村」が既に、新しい歴史の展開に対する障害物となつていたことを示している。そしてこのような惣村内部の階層分化とその展開が、究極的には「惣村」を裏退せしめてゆく原動力なのであつた。一方「惣村」としては、かかる自由なる叛逆者に対して、そ

の報復を誓つてゐる。即ち代官淺井奎助に対して屈服した八月から四ヶ月経つた十二月十四日に彼等は菅浦大明神の神前に、もし惣が復活した暁には、四人の者を第一に処罰すべきことを約した。^⑩しかし、「菅浦惣庄」は遂に再び復活することはなかつた。

① 「莊園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」(歴史評論四四・四五号)、及び「封建時代前期の民衆生活」(新日本史講座所収)

② 「中世村落における農民と地侍」(広島大学史学研究会記念論叢所収)

③ 菅浦文書(続編)ノ九四六号)

④ 本福寺文書「寺領移動目録」、尚拙稿「畿内の一尙一揆について」(日本史研究二三号)参照。

⑤ 本福寺由来記。

⑥ 大島奥津島神社文書、(一)ノ八六号)

⑦ 右同書(一)ノ八八号)

⑧ 東寺百合文書よ一一一五上(大日本史料七ノ二、二五〇頁)

⑨ 右同文書め二九一四〇(大日本史料六ノ三〇、二七〇頁)

⑩ 右同文書ル一一八(大日本史料六ノ三〇、二七二頁)

⑪ 菅浦文書(京大影写本続編)ノ九一七号)

⑫ 右同書(一)同(続編)ノ九四〇号)

⑬ 右同書(一)同(続編)ノ九三九号)

⑭ 右同書(一)同(続編)ノ九四二号)

五、展 望——結びに代えて——

吾々は「惣村」の担つた輝やかしい歴史的使命を忘れてはならない。正長元年(一四二八)に始まる土一揆は惣村結合を母胎として、戦われたものであつた。土一揆は国一揆へと異常を昂まりを示し、山城のように、限られた期間ではあつたが、一揆衆による政治が行われる程の強勢を示している。しかも土一揆が次第に下火になつてくる頃は、同時に「惣村」の衰退期と符合している。そしてその衰退期に却つて農民団結が惣郷・惣郡にまで及び、所謂「郷中惣」「郡中惣」が現われてきている。^⑮それ等は、軍事的組織又はそれに類する結合形態であつて、その意味では強い共同体規制をもつてはいたが、共同体的所有(又は占有)は殆んど見られない。それらはいわば臨時の組織であつて、基本共同体としての実質は持つていながつたと言つてよい。

太閤検地によつて、直接耕作者の或るものは検地帳登録者としてその法的地位を認められ、中世の複雑な職権の分化に伴う雑多な得分権が廃棄されることになつた。しかし

宮川満氏が鋭く指摘された如く^③、検地帳と名寄帳とは可成り大幅な差異があり、それは地内旧勢力の大閤検地に対する反撥を示していると考えてよい。今、村落共同体を中心にして大閤検地を考えると、大閤検地以後の村落において、これ等の検地帳登録者全体が平等な地位を認められたとは考え難い。検地に際して名主職・作職得分権者が隠密に直接耕作者に対して、検地後も得分権存続を認めさせる証文の提出を要求した場合もあつた。大閤検地以後の村落は、郷村制として考えるよりもいわゆる「役屋体制」という視角を中心として考えなければならぬのではないかと思う。

勿論「役屋体制」は封建地代收取の体系であつて、村落共同体そのものを指示するものではないが、その中に、含まれる共同体的諸關係は、或る意味では中世の惣共同体の復活であつたと私は考える。そしてそのような意味からも大閤検地の余りにも高い評価は、再検討さるべき余地をもつてゐるのではなからうか。^④

しかし役屋には、本役屋の外に村落内において新興の地位を認められた半役屋があつたことより考えて共同体の正式構成員の範囲が次第に拡大されている実情は無視しては

ならない。しかし同時に一方において各地の検地帳の中には、単村検地帳と複村検地帳とが存在することは注目に値する。複村検地帳の存在は検地当初に多く、次第に減少し近世では殆んど例外なしに一村一検地帳主義をとるが、例えば堅田庄では慶長七年(一六〇二)に至つても、尚且つ嘗つての堅田惣庄四方が一冊の検地帳に纏められている。これは、単なる検地の技術的・便宜的劃一ではなく、在地の実体を考慮した結果であると考えらるべきであらう。即ちこのことは堅田における惣庄遺制が、実に近世初頭にまで温存されていたことを示しているのである。

最後にゲルマン的共同体の対比という問題に少しく触れておかねばならない。「惣」共同体における共有地は、ゲルマン的共同体程には顕著ではないにしても、なお田畠・山林・用水等を共有していたことは上述して来た如くである。「惣庄」においては、家父長的大経営を行う名主層の主導権が鞏固ではあつたが、「惣村」においては寄合といふ形において形式的平等の原理が支配していた。そして名主層の主導権は「惣庄」の段階に比して著しく後退しつゝあつたとしなければならない。勿論集約的な水稻耕作を

主とする日本には、二圃制や三圃制が行われず、反対に二毛作・三毛作が行われているが、それ等の具体的差異は兩者の農業経営の地理的差異に帰せらるべきであらう。

以上によつて、私は「惣村」を日本における封建的村落共同体と規定することに躊躇しない。しかし「惣村」は村落共同体の一つであつて、室町末期の「惣村」の衰潮は、村落共同体が「惣」という形では維持され難くなつてきたことを示すものであり、村落共同体そのものの崩壊を示すものでないことは言うまでもない。

以上私は惣を惣庄と惣村とに区分し、惣村を中心としてその形成・機能・構造を考え、更に変容・衰退までの展開を一応跡づけたつもりである。或いは惣のもつ二面性——即ち支配機能の末端組織としての一面と、支配する抵抗組織としての一面のうち、前者が殊更浮彫りされた憾みがなくはない。もとよりそれは私の本意ではないが、紙幅もすでに尽きたので今は暫く擱筆し、「惣村」の衰退時期から役屋体制の成立への時代を中心とした考察は、稿を改めて論じたいと思う。

(一九五五年三月稿、八月改稿)

本稿の作成に當つては、多分に赤松俊秀教授の御教示にあずかつた。特に附記して謝意を表する。

① 郡中惣については、牧野信之助氏「中世末期における村落結合」に多くの事例をあげている。

② 「郷村制度と検地」(日本史研究一九号)、「封建制確立期の村落と農民の動向」(滋賀県立短期大学雑誌三号)、「太閤検地と家族構成——日本封建制の確立——」(ヒストリア八・九・一〇・一一号)

③ 八木哲浩氏「近時の太閤検地論について」(近世史研究一〇号)は、筆者の考えているところとは大分隔りがあり、又近刊されるといふ氏の著書を俟たねば軽々に批判することは許されないが、太閤検地再評価の提言そのものには異議がない。

史学研究会例会

十二月三日(土)午後一時・京大楽友会館

中国戦国時代に関する最近の考古資料 金 関 恕

銀差成立の過程について 岩 見 宏

——明代役法の一研究——

ミノア文字の解説をめぐつて 村田 数之亮

however, I also discussed that the totemism was the formative power of the communal arrangement.

The Formation of the Land Community

By

Yutaka Tanaka

In the foregoing studies of the earlier stages of feudalism (Lehenswesen), its underlying stratum, the serfdom (Grundherrschaft) was often treated separately. This was why the legal and social history formed a separate field of study and no attempt was made to bridge between. This essay on the history of community is a contribution to the adequate explanation of the connections between them by tracing the gradual development of the community on the one hand and the social revolutions that accompanied it on the other hand. The explanation will be made one after the other of the patriarchal to the land community. Meanwhile the movement of the gentry played an important role and it is they that made the community come into its own.

A Study of So(惣)

By

Yoshihito Ishida

In medieval Japan where the private ownership was the rule, not exceptional as in medieval Europe the communal ownership was confined to only such small ownerships as of woods and rivers. The communities led by the landed gentry during the Kamakura era was still too powerless to resist the oppressions of the sheriffs (Jito 地頭), manorial lords and other misdoings of the routiers. Under such conditions the village communities were compelled to take refuge in the traditional lordships of the madnates. This type of community is what I mean by sosho (惣庄), but it was transformed by the civil wars of the Nanboku-cho (南北朝) and on the wastes after the turmoil there emerged another type of community. The population grew, the communal assets

multiplied—in short, it has come into its own. This is the so-son (惣村) under the Muromachi Shogunate. But the so-son was still insecure because of the stratification of the population within itself and the interference of the warring magnates. This will explain to some degree the military character of the community.

In this article I aimed to trace the slow and continuous development of the village community and to illustrate it in its proper position under the feudal structure of medieval Japan.

The Geographical Scale of the Community

By

Ichiro Suizu

Between the area and the population of the community there is a general rule and in the mode of combination among the various territories from the village to the nation there also is a order and a kind of systematization. This article is a more detailed study from the above-mentioned view-point of the foregoing research "The Stratificated Combination of the Areas" which I published in the Geographical Review (vol. 28. No. 5). An approach was made as to the reciprocal relation between the evolution of the territories and their organization and of spontaneous and the institutional communities.

The areas, the landscapes and the nature are the original whole of the human community and I want to pave the way to the "area" as man has once found the "society".

Irrigation Customs in China

By

Motonosuke Amano

For the growth of the agricultural production water supply is indispensable and its management is influential for the life of the community. When it is taken up by the public and the communal authority or by the individual the right of the water management comes to the fore. This article is an attempt to describe this as a function of the village community.